◎独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示等決定に係る審査基準等

平 成 １７ 年 ３ 月 ３１ 日
水機規程平成16年度第55号

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」又は「個人情報保護法」という。）に基づく独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第５条第１項の規定による審査基準等については、次のとおりとする。

Ｉ．保有個人情報の開示請求に係る審査基準等

１．法第14条の規定に基づく保有個人情報の開示

機構は、法第14条の規定により保有個人情報の開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該保有個人情報を開示しなければならないが、この際に考慮すべき事項は以下のとおりとする。

２．開示・不開示の基本的考え方

開示請求権制度は、個人が、独立行政法人等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、法では、不開示情報以外は開示しなければならないとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。

３．開示の実施の方法との関係

法でいう「開示」とは、保有個人情報の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された保有個人情報の開示の実施に当たり、保有個人情報の保存、技術上の観点から、例えば、原本での閲覧を認めることが困難である場合に一定の制約はある。

４．開示請求の対象となる「自己を本人とする保有個人情報」

法第12条第１項により、何人も独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることとなっているが、各定義の解釈については、以下の点に留意するものとする。

（１）「個人情報」

① 「個人情報」は、法第２条第２項に規定されているが、次の点に留意するものとする。

1) **「個人に関する情報」**とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。「個人」には、外国に居住している者も含まれ、国籍を問うものではない。

（具体例）個人に関する情報の一部を例示すれば、次のとおりである。

・内心の状況　　思想、信教、信条、趣味
・心身の状況　　体力、健康状況、身体的特徴、病歴
・生活、家庭、身分関係　　氏名、住所、本籍、家族関係
・社会的経済活動　　学歴、犯罪歴、職業、資格、所属団体、財産額、所得、金融取引関係

（参考）個人情報の外延について

情報公開法における開示請求の対象は「法人文書」単位であったが、個人情報保護法の開示請求の対象となる「個人情報」は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合物である。（このため、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と規定している。）。この「一まとまり」の範囲内は、情報の内容、事務の性質等から総合的に判断されるべきものである。

2) **「特定の個人を識別することができるもの」**の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることになる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

3) **「その他の記述等」**としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以

外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、例えば、年令、性別、印影、履歴、振込金融機関名等、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合も多い。

なお、「記述等」には、例えば映像や音声なども、それによって特定の個人を識別できる限りにおいて含まれる。

（具体例）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの

ア　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等

・氏名、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述等

・振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号、単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述等

・住所、電話番号、メールアドレス、年令、性別、生年月日、印影、振込金融機関名等単独では必ずしも特定の個人を識別できない場合もあるが、いくつかの記述等を組み合わされることにより特定の個人を識別することができることとなる場合が多い記述等

イ　次の記述等により特定の個人を識別できるもの

・思想、宗教等個人の内心に関する情報

・健康状態、病歴等個人の心身状態に関する情報

・家族構成、家計収支、勤務先等個人の生活状態に関する情報

・出身地、学歴、職歴、結婚歴等個人の経歴や社会的な活動に関する情報

・その他特定の個人を識別できる情報

4)　**「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」**

「他の情報」とは、公知の情報や、図書館等の公共で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手しうるかもしれないような情報については、通例は、「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、個人の権利利益を保護する観点から、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが必要である。

（２）「保有個人情報」

「保有個人情報」は、法第２条第３項に規定されているが、次の点に留意するものとする。

1)　**「職員が職務上作成し、又は取得した」**とは、独立行政法人等の職員が当該職員に

割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。「組織的に利用する。」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

2) **「独立行政法人等が保有している。」**とは、情報公開法における法人文書の保有の概念と同じである。すなわち、当該個人情報について事実上支配している。（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を倉庫業者等をして保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。また、「法人文書に記録されているものに限る」の「法人文書」の解釈については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく法人文書に係る審査基準等について」（水機規程平成15年度第22号）２を留意すること。

（３）「自己を本人とする保有個人情報」

開示請求の対象は「自己を本人とする保有個人情報」のみであり、自己以外の者に関する情報については、たとえ配偶者に関するものであっても開示請求することはできない。死者に関する情報であって、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合（例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど遺族を識別できる場合において、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもある。）には、生存する個人を本人とする個人情報として請求の対象となる。

（４）保有個人情報の特定性の審査基準

「開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」については、職員が開示請求書の記載から開示請求者が求める保有個人情報を識別できる程度の記載があれば、請求された保有個人情報が特定されたものとして扱うものとする。特定の方法については、求める保有個人情報の内容等により異なるが、個人情報ファイルや法人文書の名称、個人情報の保有に関連する事務事業の名称、記録項目、取得（作成）時期、担当機関名等を適宜組み合わせて表示をすることになる。個別具体の開示請求事案における法人文書の特定は、機構が個別に判断する。

例えば「自己の○○に関する情報」（○○の事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかは明らかでない。）、「○○（機構又はその内部組織）の保有する自己に関する保有個人情報」という記載がされている場合には特定が不十分である。「特定するに足りる」という要件は、機構の専門職員が合理的努力により特定可能かによって判断することとなる。

国民は、開示を求める保有個人情報が独立行政法人においてどのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが想定されることから、法第46条により、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に求める保有個人情報を指し示すことができるよう、機構は、保有個人情報の特定に資する情報の提供を行う必要がある。

５．不開示情報の類型

本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があり得る。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

６．不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点（当該開示請求ごとの開示決定等の判断の時点）である。

７．不開示情報

法第14条に掲げる不開示情報に該当するか否かを判断するに当たって考慮すべき事項は、以下のとおりとする。記載した具体例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る法人文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第14条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

（１）法第14条第１号

1) **「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」**

開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができるようにしておく必要がある。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程

度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に独立行政法人の長に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

（２）開示請求者以外の個人に関する情報（法第14条第２号）

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報としている。個人に関する情報は、一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から十分な検討を行う。なお、同号の各規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

①　法第14条第２号本文

1)　「個人に関する情報」

「個人に関する情報」は、法第２条第２項の「個人情報」とは異なり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。生前に本号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適当である。

「個人に関する情報」の判断に当たり、個人の権利利益を十分に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、原則として、公務員や独立行政法人等の役職員に関する情報とそうでない者に関する情報とを区別していないが、前者については、特に不開示とすべきでない情報をハにおいて除外している。

2)　「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）」

Ⅰ　４．（１）の説明を参照。

特定の個人を識別することができる情報は、通常、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）と

から成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

ただし、法第15条第２項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利害が害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分以外の部分は法第14条第２号の情報に含まれないものとみなして、法第15条第２項の規定（部分開示）を適用することに留意する。

3) **「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く)」**

「営む」とは、同種の行為の反復継続的行為をいい、対価を得てなされるかどうかを問わない。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外されている。また、事業者としてのものではない氏名、住所等の情報は本号で取り扱い、また、事業者としてのものと明らかではない氏名、住所等の情報も「事業を営む個人の当該事業に関する情報」ではないと判断されるものであれば本号で取り扱うことになる。

4) **「特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお、個人の権利利益を害するおそれのあるもの」**

個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの等、特定の個人を識別できない個人情報であっても、開示することにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある場合については不開示情報に該当する。例えば、匿名の作文や、無記名の個人の著作物（個人の研究成果の発言等の録音テープも含まれる。）等がこれに該当する。

（具体例）

・カルテ、作文等個人の人格と密接に関連する情報

・個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがある情報

② 法第14条第２号ただし書イ

1) **「法令の規定」**には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

2) **「慣行として開示請求者が知ることができる情報」**

開示することが習慣として行われていることを意味するが、慣習法としての法

規範的な根拠を要するものではなく、事実上の習慣として開示されていること又は開示することが予定されていることで足りる。当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第５条第１号イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。

「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）等が考えられる。

3) **「開示することが予定されている情報」**

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。具体的には、例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては未だ調査結果の分析中であったため、通知されていなかった場合が想定される。

③　法第14条第２号ただし書ロ

1) **「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」**

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、開示することにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示しなければならないこととするものである。また、現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要であるが、例えば、人の生命等の保護の達成のために当該情報を開示する以外の代替的方法があることだけをもって、当該情報を開示しないことにはならない。なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（法第16条）により判断することとなる。

④　法第14条第２号ただし書ハ

1) **公務員等に関する情報の取扱いについて**

公務員等に関する情報も個人に関する情報に含まれるが、このうち、公務員等の職務遂行に係る情報については、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人に関する情報としては不開示情報に当たらない。「公務員等」とは広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員並びに独立行政法人等の役職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、当該者が公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

なお、本法の対象となる独立行政法人等は、実質的に政府の一部を構成するとみられるものであるので、その業務は「公務」と考えてよい。

2) **「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」**

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が国、地方公共団体又は独立行政法人等の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の応対内容に関する情報などがこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、役職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、人事査定・評価情報、給与等情報等は管理される役職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

なお、人事査定・評価情報や給与等情報は法第14条第５号の不開示情報にも該当し得ることに留意が必要である。

3) **「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」**

独立行政法人等の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）が、どのように職務を遂行しているか、（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とならない。

他方、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとなる。すなわち、当該公務員等の職名と氏名の対応関係が、法令の規定により又は慣行として開示され、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号のハとともに、イも適用され、個人情報としては不開示とならない。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、人事異動の新聞への掲載その他行政

機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、独立行政法人等により作成され、又は独立行政法人等が開示する意思をもって（あるいは開示されることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として開示され、又は開示することが予定されていることに該当することになる。

（３）法人等に関する情報（法第14条第３号）

法第14条に掲げる不開示情報のうち、法人等に関する情報については、同条第３号の規定に基づき判断することとする。なお、同号の各規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

①　法第14条第３号本文

1)　「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。）に関する情報」

「法人その他の団体」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等、外国政府（これに準じるものを含む。）、国際機関（国際会議その他国際的な協調に係る枠組みの事務局を含む。）も含まれる。また、倒産や廃業、解散等により現時点で存在していない法人等についても、一般的には権利利益が継承された法人等の問題としてその正当な利益等を判断することになるが、個別の事案の内容によっては、「法人その他の団体」に含まれ得る。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第５号において規定している。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人と何らかの関連性を有する情報を指し、例えば、事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報、名誉、社会的信用、社会的活動の自由など法人等の権利利益に関する情報等も当然含まれる。また、個別の事案の内容によるが、複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報と認められるのであれば、本号の情報に含まれる場合がある。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第１４条第２号の不開示情報に当たるか

どうかも検討する必要がある。

2) **「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」**

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、1)で掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定している。

3) **「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報を除く。」**

当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。情報の内容や法人等の類型だけを根拠に、自ら本号のただし書の適用関係が決まるものではない。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。また、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もある。

② 法第14条第３号ただし書イ

1) **「権利、競争上の地位その他正当な利益」**

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

「競争上の地位」とは法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、具体的には、製造、販売等において他社に優る地位など、様々なものがある。

「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。なお、具体的に正当性を判断するに当たり、法令上又は社会通念上保護されることが相当である当該法人等又は事業を営む個人の利益を指し、公表を伴う行政処分の対象となった違法事実に関する情報はこれに含まれない。

2) **「害するおそれ」**

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々のものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の

必要性、当該法人等又は事業を営む個人と独立行政法人等の業務との関係、競争事情等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、複数の法人等又は事業を営む個人に関する情報について、同様の事情があり、同様の理由が成り立つのであれば、いずれか一の法人等又は事業を営む個人について、「正当な利益等を害するおそれ」が認められれば、当該情報全体（当該複数の法人等又は事業を営む個人にとって）について不開示となる。

また、許認可等の申請における却下、拒否の事実や申告制度に基づく苦情等については、たとえ事実であったとしても、通常開示されず、開示すると当該法人等の社会的信用などが侵害され法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがあるものであると判断し得る場合には、「正当な利益を害するおそれ」があるとして、不開示となる。

さらに、開示される情報自体からは法人等の権利利益が害されるおそれはないが、「他の情報と照合することにより」その可能性が生じる場合には、「害するおそれ」があるものと判断することになる。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

③　法第14条第３号ただし書ロ

法第14条第３号ただし書ロは、法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とすることにより、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するものである。

1)　**「独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提出されたもの」**

独立行政法人等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提出された情報は含まれない。ただし、独立行政法人等の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申し出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、独立行政法人等が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には含まれる。なお、この合理的な理由はその都度変わるものであり、一度受諾したからといって同種又は類似の情報の提供に関して開示請求の度に必ず求められるものではなく、個別的な事情や時期、社会的背景等を勘案し、その都度判断する必要がある。また、提供後であっても近接した時点において、「法人等の側から非公開の条件が提示され、独立行政法人等が合理的な理由としてこれを受諾した」場合には、例外的に、その時点から「独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提出されたもの」に該当するものとなる。

「要請」には、法令に基づく報告又は提供の命令は含まれないが、独立行政法人等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提

出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、独立行政法人等の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から独立行政法人等の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

「提供され」る方法は、書面によるとはされていないところであり、例えば法人等から口頭で提供された情報であって、独立行政法人等の役職員側で文書等に記録したものも含まれる。

2) 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界（業界に準じて考えられるものを含む。）における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示していないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する必要がある。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。

（具体例）

(i)生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ア　生産、技術等に関する情報

・入札の手続に関する文書のうち、入札予定者又は入札者の詳細な経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した文書であって、開示することにより当該入札予定者等の正当な利益を害するおそれのあるもの

・開示することにより、知的所有権を害するおそれのあるもの（著作権法の調整規定により情報公開法に基づく開示の範囲内において著作権が制限される場合を除く。）

・製造工程、製造方法その他の生産・管理のプロセスに関する情報であって、

公にすることにより、当該情報が競争相手に知られる蓋然性が高いなど正当な利益を害するおそれがある情報

・原燃料構成、設備設計その他の製品・生産技術に関する情報であって、公にすることにより、当該情報が競争相手に知られる蓋然性が高いなど正当な利益を害するおそれがある情報

・研究開発課題、研究開発成果その他の研究開発に関する情報であって、公にすることにより、当該情報が競争相手に知られる蓋然性が高いなど正当な利益を害するおそれがある情報

・その他生産、技術等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　営業、販売、運営等に関する情報

・契約締結過程又は契約の結果に関する文書のうち、設計・施工上の創意工夫、ノウハウ等であって、開示することにより設計・施工者に不利益を与えるおそれのあるもの

・契約書等に記載された情報であって、開示することにより法人等の正当な利益を害するおそれのあるもの

・個々の申請等に記載された情報のうち、法人等の詳細な事業計画、生産技術、経理等が記載されているものであって、開示することにより法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの

・用地取得の交渉状況等の記録や単価等、開示することにより法人等に対する個別の補償内容が明らかとなり、法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの

・取引先、取引条件その他の通常一般に入手できない個別の取引内容に関する情報

・資金調達状況その他の通常一般に入手できない財務に関する情報

・販売計画その他の販売上の戦略が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの

・その他営業、販売、運営等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(ⅱ)事業活動を行う上で内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する以下の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

・雇用方針その他の経営方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの

・その他事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(ⅲ)名誉、社会的評価、社会的活動の自由等法人等の権利利益に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（４）審議、検討等情報（法第14条第４号）

法第14条に掲げる不開示情報のうち、審議、検討等情報については、同条第４号の規定に基づき判断することとする。なお、同号の規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

1) **「国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間」**

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、これらの機関、独立行政法人等及び地方公共団体について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

2) **「審議、検討又は協議に関する情報」**

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は独立行政法人が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。また、審議、検討又は協議の体制や進め方についての情報も、当該情報が記録された法人文書として作成、取得されていれば、「審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報」に含まれ、結果的に意思決定に至らなかった審議、検討等の内容等も本号に含まれる。

なお、これらの「審議、検討又は協議に関する情報」の例としては、以下のようなものも含まれる。

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体以外の機関（例えば法人等）が主催する会議等に、国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の職員が職務として参加し、審議、検討等を行った場合には、当該審議、検討等に関する情報が国の機関等の内部における審議、検討等に当たる場合には、本号の「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。なお、国の機関等の内部における審議、検討等でない場合は、当該法人等に関する情報（法第14条第３号）又は事務・事業情

報（法第14条第５号）等の問題となる。

なお、独立行政法人内部等で審議、検討等を行う場合に、その審議、検討等がそもそもその事務又は事業の適性な遂行の一環として行われるときには、その情報は、法第14条第５号等の他の不開示情報に該当する可能性もある。

3) **「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」**

開示することにより外部からの圧力や干渉等を受けることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。例えば、審議、検討等の場における発言内容が開示されると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合（例えば、利害関係の対立の激しい事項についての審議等を行う審議会等において、特定の意見を主張する者に対して、その反対派や利害関係者から、当該発言者やその家族に対し無言電話や嫌がらせが行われるような場合など）には、法第14条第５号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、独立行政法人等内部における案件の検討がまだ十分でない情報が開示され、外部からの圧力により当該案件に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることを指す。ここでいう「外部からの圧力」とは、有形無形にかかわらず、直接的なものだけでなく間接的なものも含め、圧力により「不当な」影響を受けるのであれば該当し得る。

4) **「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」**

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民（地域住民等一定の地域コミュニティや高齢者、労働者等一定の社会階層に限られる場合も含む。）への不当な影響が生じないようにするものである。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を開示すれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合がこれに該当する。

なお、独立行政法人等の審査等を経た後、公表される予定となっている文書であっても、審査期間中においては、内容の確定していない文書を開示することにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ等があり得ることから、審査終了までの間の請求については、本号に該当するものとして不開示となる場合がある。

5) **「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」**

尚早な時期に事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、投機

を助長するなどして、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼす場合をいう。事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにするものである。ここで、「特定の者」については、具体的に個人又は法人等が確定していることまでは求められず、ある程度の蓋然性をもってその存在が認められることをもって足りる。また、「利益」又は「不利益」には、経済的なものに限らず、精神的苦痛や社会的信用も含まれ得る。例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者や、それ以外の利害関係を有する者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりするおそれがある場合がこれに該当する。

6) **「不当に」**

3)から5)までにおいて「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益、すなわち独立行政法人等の説明責任を全うする観点から意思形成過程を明らかにすることの利益と、不開示にすることによる利益とを比較した上で個別に判断することとなる。

（意思決定後の取扱い等）

審議、検討等に関する情報については、独立行政法人等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるが、当該意思決定がある案件の処理方針全体の意思決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、案件全体の意思決定又は他の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当する。例えば、選択されなかった選択肢が開示されると将来の審議、検討等の際の選択肢を狭め、将来の審議、検討等に影響する場合がある。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したもの（当該データに対する評価、評価を推測させるもの等、客観的・科学的事実でないものを除く。）であれば、一般的

に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

（具体例）

本号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る保有個人情報に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第14条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

ア　開示することにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

・委員会等における審議や具体的な意思決定の前段階として案件の処理方針の選択肢に関する自由討議・検討その他の独立行政法人内部における審議、検討等に関する情報であって、開示することにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの

・最終的な意思決定に至るまでの過程で国の行政機関や独立行政法人相互間又は地方公共団体との間で行われる協議に関する情報であって、開示することにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの

・調停、仲裁その他の紛争処理上の事案に関する情報

・叙勲、表彰等に係る推薦に関する情報

・その他開示することにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

イ　開示することにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報

・関係者による事実関係の確認が得られていない情報

・専門的な検討を経ていない情報

・関係者間の調整等を経れば相当程度変更されることが容易に想定される情報

・その他開示することにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報

ウ　開示することにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報

・一定期間後に一斉公表が予定されている基準、規格等に関する情報

・実施以前に公表されることが想定されていない指名停止処分等の不利益処分に関する情報

・その他開示することにより特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすお

それがある情報

（５）事務又は事業に関する情報（法第14条第５号）

法第14条に掲げる不開示情報のうち、事務又は事業に関する情報については、同条第５号の規定に基づき判断することとする。なお、同号の規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

独立行政法人等の行う事務又は事業は、公益のために行われるものであり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報にされるものである。

①　法第14条第５号各号列記以外の部分

1)　**「次に掲げるおそれ」**

「次に掲げるおそれ」として本号イからトまでに掲げられたものは、各独立行政法人等において共通に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のあるものがある。つまり、例示的に示されているのである。

なお、例えば、記者発表など、一定期間後に一斉に公表される予定となっている文書については、公表日前に開示することにより当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断されるのであれば、本号に該当する。

2)　**「当該事務又は事業の性質上」**

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。

3)　**「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」**

本規定においては、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものである必要がある。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

②　法第14条第５号イ

1) **「国の安全」**とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が外国からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどがこれにあたる。「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国に安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

2) **「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」**

「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等のほか、民族解放団体、自主的に外交関係を処理できる能力を有する国営企業体等の団体も含む。）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力会議、国際刑事警察機構等）の事務局等（国際機関における「総会、理事会、事務局」のような固有の常設機関が完全には形成されていない国際的な組織（国際フォーラム）や、通常兵器や核物質の拡散防止等のために自発的に国家間で形成された国際協調のための組織なども含む。）が含まれる（以下「他国等」という。）。

「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、例えば、開示することにより、他国等との取り決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。

3) **「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」**

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、独立行政法人等が望むような交渉成果が得られなくなる、独立行政法人等の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉に関する情報（交渉に関して取られた措置や交渉の対処方針の検討過程の資料などについても含まれる。）であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して独立行政法人等が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

（移送等）

法第14条第５号イ及びロについては、独立行政法人個人情報保護法第14条第４号及び第５号に規定される「独立行政法人の長が認めることにつき相当の理由がある

情報」に相当するものがない。

これは、国の安全や公共の安全等の国民全体の基本的な利益の擁護に携わることは内閣（独立行政法人）に課された重要な責務であり、また、情報の性質上、開示、不開示の決定に高度の政策的判断を必要とするという特殊性があるためである。

したがって、対象法人が開示決定等することとなる本法では、これらの規定に相当する規定は、特に設けないこととし、別途、事務又は事業の適性な遂行に支障がある場合の不開示情報として、国の安全や公共の安全等に関する情報を掲げている。なお、国の安全等に関する情報に係る事案については、独立行政法人の長へ移送できることを明確にしている。（法第22条第１号及び第２号）

（具体例）

ア　開示することにより、国の安全が害されるおそれがある情報

・我が国の防衛上の能力を減じる等の影響があるおそれがある情報

・我が国と他国との関係に関連する安全保障上の利益を損なうおそれがある情報

・平和と安全の維持のための国際的な協力の実効性を損なうおそれがある情報

・我が国の存立基盤としての基本的な経済秩序の維持を損なうおそれがある情報

・その他開示することにより国の安全が害されるおそれがある情報

イ　開示することにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある情報

・他国等より公開を前提とせず提供された情報

・他国等との間において、不公表を申し合わせているか、又はその旨が具体的に推測される情報

・開示することが、当該情報に関係する他国等に対し不利益を与えるおそれ又は他国等の意思や国際慣行に反することとなるおそれがある情報

・その他開示することにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある情報

ウ　開示することにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報

・進行中の交渉に係る我が国の立場を示し、又はこれを類推することに資する情報

・将来交渉となった場合に我が国の立場を示し、又はこれを類推することに資する情報となるおそれがあるもの

・その他開示することにより他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報

③　法第14条第５号ロ

1)　**「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持」**

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員である。

なお、本法第５条第４号ロにおいて、独立行政法人情報公開法第５条第４号に規定されている「公訴の維持、刑の執行」の部分が規定されていないのは、独立行政法人等はこれらに係る文書を保有することはないと想定されたためである。

2) **「公共の安全と秩序の維持」**

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜査・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい行為等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報も本号に含まれる。

（具体例）

・捜査のための照会又は回答に関する情報
・犯罪の被疑者又はその参考人、違法又は不正な行為の通報者又は告発者を特定することができる情報
・訴訟に関連した照会又は回答に関する情報
・要人の行動又は警護に関する詳細な情報
・特定の建造物の警備又は情報システムセキュリティに関する詳細な情報
・火薬及び放射性物質等の保存場所に関する詳細な情報
・その他開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

④　法第14条第５号ハ

1) **「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」**

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいい、業務が適切に行われているかを確認するという見地から行う監察もこれに含まれる。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証

明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

2) **「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」**

上記の監査等に係る事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項、監査の手法等の詳細な情報や、試験問題のように、事前に開示すれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、対象者における命令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあることがあり、このような情報は不開示となる。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを開示すると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは不開示情報に該当する。

（具体例）

・監査等の対象、実施時期、調査事項、監査手法その他の監査等に関する詳細な情報

・試験の管理・監督の手法や判定・評価の手法に関する詳細な情報

・試験問題、回答例、試験問題の作成要領その他の試験の問題作成に関する詳細な情報

・その他開示することにより、監査、検査、取締り又は試験に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報

⑤　法第14条第５号ニ

1) **「契約、交渉又は争訟」**

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。例えば、独立行政法人等の事務中、「交渉」に係る事務として想定している類型としては、補償交渉、土地売買交渉、組合団体交渉等が考えられる。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

2) **「国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地**

位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等又は地方公共団体が一方の当事者となる上記の契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、入札予定価格等を開示することにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたりするなど、交渉や争訟の対処方針等（交渉結果や要求・陳情書も該当する場合がある。）を開示することにより、当事者として認められるべき地位（当事者の地位を含む。）を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となる。

（具体例）

・工事及び物品購入の契約に係る予定価格、予定価格が類推されるおそれがある積算単価等の情報であって、開示することにより入札又は見積り実施の目的を達成することができなくなる等、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

・工事発注案件の詳細情報であって、入札前に開示することにより、特定の者に利益を与えたり、談合を誘発する等入札の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（入札執行後は公開。）

・訴訟、不服申立てに係る争訟方針、打合せ、示談等に関する情報

・用地取得等の交渉方針、交渉状況又は予定地等の情報であって、開示することにより交渉の不調、遅延、経費の不合理な増大を招く等、当該又は将来の交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報

・非公開で行われるあっせん、調停又は仲裁による紛争処理に関する情報であって、開示することにより、適正な紛争処理に支障を及ぼすおそれのある情報

・その他開示することにより、契約、交渉又は争訟に関する事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報

⑥　法第14条第５号ホ

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、(1)知的所有権に関する情報調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、(2)試行錯誤の段階のものについて、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報は不開示となる。

（具体例）

・希少野生動植物等に指定されている植物の生息場所等が具体的に特定できる情報であって、開示することにより盗掘・乱獲のおそれがあり、当該生物に関する調査、研究に支障を及ぼすおそれがある情報
・研究課題、研究成果その他の研究に関する情報であって、開示することにより、知的所有権や自由な発想、創意工夫、研究意欲等を不当に阻害するおそれがあるもの
・調査の個別具体的な対象等に関する情報であって、開示することにより、正確な事実の把握や事後の協力が困難になるおそれがあるもの
・その他開示することにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのある情報

⑦　法第14条第５号へ

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示となる。

（具体例）
・人事調書、昇任等の推薦者名簿その他の人事査定・評価に関する情報
・人事異動、配属その他の人事構想に関する情報
・その他開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報

⑧　法第14条第５号ト

国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。例えば、生産技術上のノウハウ、販売及び営業に関する情報、信用上不利益を与える情報等が該当し、また、当該企業に係る監査、契約、争訟、調査研究、人事管理の事務についても本号ホの該当性を検討する必要がある。
ただし、国、独立行政法人等又は地方公共団体が経営している企業であることに照らして、国民主権又は地方自治体の本旨にのっとった諸活動を説明する責務という観点から経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、第３号の法人等における不開示の範囲とは自ずと異なり、より狭いものとなる場合があることに留意する必要がある。

（具体例）
・法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公

にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものに準じる情報

８．部分開示

法第15条の規定に基づいて部分開示を行う場合には、同規定の解釈として以下の点に留意するものとする。

① 不開示情報が記録されている場合の部分開示（法第15条第１項）（ただし、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合には②参照）

開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

1) **「開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合」**

開示請求について審査した結果、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

法第14条では保有個人情報に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本条の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合には、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

2) **「容易に区分して除くことができるとき」**

当該保有個人情報のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行うなど加工することにより、保有個人情報から物理的に情報の内容を消滅させることを意味する。

例えば、文書として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれてないとしても、声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易である。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがある。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

3) **「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」**

本項は、義務的に開示すべき範囲を定めるものである。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、独立行政法人の長の本法の目的に沿った合目的的な判断に委ねられている。

部分開示の実施に当たり、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断する。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

なお、不開示決定の部分については、行政手続法第８条の規定に基づく理由提示の義務があり、開示請求者において、法第14条各号の不開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。一般的には、根拠規定に加え、少なくとも行政文書中のどのような情報をどのような理由で不開示としたのかを示さなければならないと考えられる。

② 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（法第６条第２項）

1) **「開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」**

第１項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。

個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情

報からなる「ひとまとまり」の情報の集合物であり、単に他の不開示情報の類型が各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができることとは、その範囲の捉え方を異にする。このため、第１項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第14条第２号の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

2) **「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」**

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるか分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示されると個人の権利利益を害するおそれのあるものが該当する。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用することになる。

3) **「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」**

第１項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第14条第２号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱う。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示することになる。

また、第１項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

９．個人の権利利益を保護するための裁量的開示

法第16条の規定に基づき、個人の権利利益を保護するため不開示情報の裁量的開示を行う場合には、当該規定の解釈として以下の点に注意するものとする。

1) **「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」**

第14条各号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、独立行政法人の長の高度の行政的な判断により、開示することができることとしたものである。

第14条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、第14条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

10. 保有個人情報の存否に関する情報

法第17条の規定に基づき、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合には、同規定の解釈として以下の点に留意するものとする。

1) **「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」**

開示請求に係る法人文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該法人文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該保有個人情報に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、法第５条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得るものであり、例えば、次のようなものがある。

（具体例）

・特定の個人の病歴に関する情報（第２号）
・先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第３号）
・買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報（第４号）
・情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（第５号）
・犯罪の内定捜査に関する情報（第５号）
・特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第５号）

2) **「当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」**

保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るもの（個々の開示請求者が明確に認識し得る必要はないが、一般人を基準とした者が明確に認識し得るもの。）であることが必要である。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった法人文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存在を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、法人文書が存在しない場合に不存在と答えて、法人文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該法人文書の存在を類推させることになる。

Ⅱ．保有個人情報の訂正請求に係る審査基準等

１．法第29条に規定に基づく保有個人情報の訂正

法第29条の規定により、経済産業大臣は、訂正請求があったときは、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないが、この際に考慮すべき事項は以下のとおりとする。

（１）保有個人情報の訂正義務

① 法第29条本文

1) **「利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」**

訂正請求権制度は、独立行政法人の長の努力義務として定めている第６条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は第６条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、独立行政法人の長としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

２．訂正請求の対象となる保有個人情報の範囲

法の訂正請求の対象となる「保有個人情報」の範囲は、法第27条第１項に規定されているが、同項の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

①　法第27条第１項

1)　**「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）」**

法の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報すべてではなく、法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定されたものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。

2)　**「内容が事実でないと思料するとき」**

本条は、第６条の「正確性の確保」の趣旨を実効あらしめようとするものであることから、訂正請求をすることができるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。

3)　**「当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」**

保有個人情報の訂正について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとしたものである。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法第９４条第１項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。

②　「評価」に関する情報の取扱い

訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、本条に基づく訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の

内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は独立行政法人等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実に当たる。

Ⅲ．保有個人情報の利用停止請求に係る審査基準等

１．法第38条に規定に基づく保有個人情報の利用停止

法第38条の規定により、経済産業大臣は、利用停止請求があったときは、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該独立行政法人における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならないが、この際に考慮すべき事項は以下のとおりとする。

（１）保有個人情報の利用停止義務

① 法第38条本文

1) **「利用停止請求に理由があると認めるとき」**

「利用停止請求に理由がある」とは、第36条第１項第１号又は第２号に該当する違反の事実があると独立行政法人の長が認めるときである。その判断は、当該独立行政法人の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

2) **「当該独立行政法人における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」**

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第36条第１項第１号又は第２号に該当する違反状態を是正する意味である。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

3) **「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認**

められるときは、この限りでない」

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

② 保有個人情報を基になされた行政処分との関係

利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

２．利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲及び利用停止の措置

法の利用停止請求の対象となる「保有個人情報」の範囲及び利用停止の措置は、法第36条第１項に規定されているが、同項の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

1) **「各号のいずれかに該当すると思料するとき」**

本項は、独立行政法人における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で置かれているものであることから、利用停止を請求することができるのは、開示を受けた保有個人情報が、①適法に取得されたものでない、②利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている、又は③所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているのいずれかに該当すると思料するときに限られる。

2) **「適法に取得されたものでないとき」**

例えば、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

3) **「第3条第2項の規定に違反して保有されているとき」**

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。なお、第３条第３項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、本号により利用停止請求の対象となる。

4) **「第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」**

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

5) **「利用の停止又は消去」**

「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけではなく、一部停止を含む。また、「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

6) **「第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」**

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

7) **「提供の停止」**

爾後の提供行為を停止することをいう。なお、本号は、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことにかんがみ、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。

8) **「利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」**

保有個人情報の利用停止について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとなる。

附　則

本審査基準等は、平成17年４月１日から施行する。